



武野燭談

貳

增  
775  
127



武野燭疾巻之四



一 東照宮の仰ふ武家の武道と標ふ備へて大度と表  
 けし 法人とをいふは 法人 進め 進め 進め  
 罰をいふは 罰をいふは 罰をいふは 罰をいふは  
 法人 暴虎をいふは 法人 暴虎をいふは 法人 暴虎をいふは  
 礼國のわらわらひと 礼國のわらわらひと 礼國のわらわらひと  
 も生しては 礼國のわらわらひと 礼國のわらわらひと  
 又天下の長執事たる人者 又天下の長執事たる人者 又天下の長執事たる人者  
 臣のくそをいふは 臣のくそをいふは 臣のくそをいふは  
 礼國のわらわらひと 礼國のわらわらひと 礼國のわらわらひと  
 誅ふ及まらば 誅ふ及まらば 誅ふ及まらば  
 其人うらやま 其人うらやま 其人うらやま



其下の故人も奢修もと遷初の時とはなりぬる上  
主と將法事修はさやふ其下司もあつて奢修は有  
向し主は中しと修の事ゆゑ迷ふはひしと將  
帥の如きありあへて遺世の事の上格に若即と承子系  
少系承子言城今川は浦新波小釣倉島小波修帥  
波多修少少修末之好小松永大内小陶赤松小淳向淳留  
少長松武田小海部長坂を此新記しめしきん  
天下國家の老臣にたふむと安きに在りし人生  
苦早より下より其人の徳ふより此律修  
ゆゑ今日の事しき今日と勅ての事しきねとす  
命をこの事といひ命と授くは物いむの勅物と  
これ宣化帝の記は黄令百行有くも此と勅ふたり

らそ白玉千函秋も寒暑とはゆせく冬は氷穀  
らそ天下の大がむれそ大匠に命有くむく小庫  
虎と三種と秋多き高りのさせりふも倉庫の法今小  
沖厨とのふたし山年不意の爰ありても根をくし  
て二万民の如く救ひ為也沖城兼かくのふれ有りと  
作しきりりしや

一又作し高家（對し）かくのわれ有りしと修く是  
と修り事なりれ大小上下たふおと養め氏の衆  
若し知しは私修ふ公義とありし者天の大徳を  
りし改め者りしと帝のまふ天下と治りなりしと百  
物者天のたのしむれは子とありしと修くは  
ありありと制せらんは親愛向ふはのらんは修くも

如きなり〜昔は將軍の臣位〜今に云ふなり故大  
臣は君の補弼ありて天の耳目なること御ふた臣の  
臣忠を天下よくしるべき事と知る事下は満く天下の  
君忠をくむれば御ふ格むる〜た〜も臣位をどのあ  
きふ〜も日月の照らすあり〜も満くあり〜一はさふ  
明くあり〜人御く〜御するの故〜今の中事とて  
一又御ふ天子の君満く〜てい故〜又御ふ事  
御ふ事あり〜も〜も事とてさるれば程あり〜も〜  
美ん〜も天子世と格力を去ひ〜もあれは又世に  
〜も子孫御ふ事とす〜家格と格續く〜もは威を  
付く〜も秋終せし御治ふ〜も家久〜も君の  
賢良なりと格ふる〜も〜も

一又御ふ謀反なり事と見る御ふ事あり〜もたてつめんと  
〜も君を〜も一傍り〜も御心の致を御〜も私欲の奢  
より御〜も御〜も御あり御ふは御〜も御〜も御事  
〜もつ〜もひて力の重なり〜も御ふ君のま〜も思と格  
て御と御〜も又臣の忠務と〜も御〜も御事  
〜も御〜も御〜も御〜も御事  
一又御ふ人御見事〜も御〜も御〜も御事  
御人御君の〜も御〜も御〜も御事  
御御御の〜も御〜も御〜も御事  
〜も御〜も御〜も御〜も御事  
〜も御〜も御〜も御〜も御事  
〜も御〜も御〜も御〜も御事  
〜も御〜も御〜も御〜も御事

ふく同日の痛ふあつひ兼く我ふあひあつひを  
やうとも人うひひたつんまのま人の名をわして用ひ  
る阿の質は目くをき若言平ふ入安ありて一也て色の  
るふ不現親察のるねははるれは此現親察じまきり  
りてる阿の志く推量の沙汰くく自くふ事多  
かりて〜と作〜ま〜とや

一又作ふ私欲ハ家力ををもさるより出たり摩耶夫人ハ女  
あつたふふふさつきのふとハ酒ふ流ふくあつて〜ハ  
親ふ流〜と句と戒りありやとされい力を結て人の  
句ふあり此の世と改んよるまの世とあり是より  
あ 上忘の〜

一又作ふ武乃不業月うれは法おの着く響くはねあふ

一又朝夕いつくわつハかさる〜て馬物具さ〜ひやふ  
そりつり武具馬具ハ勿論極子よく人よらとたき家来  
も力とよらとさふお持くお度とさか〜りさハ士の言  
たりさふさし家職と夫ハ武藝ハ備ひて抱のまは  
買の言下ハ取海〜又ハ家風ハ治少てさ家のやふ成し  
武士の店と夫命〜て利源はわつり高貴の方ふ心ひ  
くあ〜ハ早免着の解法なりあふ

佛あも神あも人ハさうぬ包〜

力取の〜あ〜に持〜持〜ん

一人を流〜の家職を守りて〜人ハぬ〜ん家  
業と志〜着人ハさ家と滅〜これハ威揚と〜威  
揚と〜つり〜一平家ハ字家つり〜一鎌倉と鎌

翁のありはしるありて家の長久の家業と懸かりし  
所の家の徳法なりしとせしむるは武士集りてその作を  
一又作ふ人の大小上下た小物の道理を知りて其職を  
その振んとせしむる友職なりしとせしむるは撰  
物の思進補使小補せしむるは自己の徳をみよ  
れよとせしむるは世居ふ下射止のその多しとせしむるは  
小平家の修験師なりしとせしむるは活中録録す  
とせしむるは武士とせしむるは結の民の若しみよとのそわん  
るふとせしむるは職に就りて自力樂しむるは  
けふふとせしむるは子孫も久しむるは徳も樹綱武  
家ありて好く問ふるは名をうりて我がの邦とせしむる

女流のふかやと作しむる

一又作ふ天下と活りの大事に審するはと容りて  
如くまゝ人徳の威風なりしとせしむるは威なりしとせしむるは  
用ひしむるは徳なりしとせしむるは徳なりしとせしむるは  
好む徳なりしとせしむるは徳なりしとせしむるは徳なりしとせしむるは  
さ事小費り事ハ天とせしむるは徳なりしとせしむるは徳なりしとせしむるは  
一又九ありしとせしむるは徳なりしとせしむるは徳なりしとせしむるは徳なりしとせしむるは  
福なりしとせしむるは徳なりしとせしむるは徳なりしとせしむるは徳なりしとせしむるは  
事多しとせしむるは徳なりしとせしむるは徳なりしとせしむるは徳なりしとせしむるは  
福徳辨儀の族のそと長くとせしむるは徳なりしとせしむるは徳なりしとせしむるは  
七ありしとせしむるは徳なりしとせしむるは徳なりしとせしむるは徳なりしとせしむるは  
小徳なりしとせしむるは徳なりしとせしむるは徳なりしとせしむるは徳なりしとせしむるは

向く家老も又薩軍の者忍び正しく一人として見  
えらうと云ふはかましくおぼしめし何事ともおぼ  
のたふさし法入を為さしおぼしめし何事とも  
うう者忍の沙汰を知らしめし家目をその身  
入の事ハ何れおぼしめし何事ともおぼしめし  
何の事おぼしめし何事ともおぼしめし何事  
の者ともおぼしめし

右奇 又まう月母ハ抱きしめし

ふおぼしめし何事ともおぼしめし何事とも  
又の天をそそぎし母の地神もおぼしめし何事  
も細めし何事ともおぼしめし何事ともおぼし  
れおぼしめし何事ともおぼしめし何事とも

一作は家司の者のおぼしめし何事ともおぼしめし  
天下の法をそそぎし何事ともおぼしめし何事  
社の忠功を記し何事ともおぼしめし何事とも  
とおぼしめし何事ともおぼしめし何事とも  
おぼしめし何事ともおぼしめし何事とも  
おぼしめし何事ともおぼしめし何事とも  
家司の職をそそぎし何事ともおぼしめし

一作は主君の心持をそそぎし何事ともおぼしめし  
はらりし何事ともおぼしめし何事ともおぼしめし  
おぼしめし何事ともおぼしめし何事とも  
おぼしめし何事ともおぼしめし何事とも  
おぼしめし何事ともおぼしめし何事とも  
おぼしめし何事ともおぼしめし何事とも  
おぼしめし何事ともおぼしめし何事とも

能くもくはさしめまひたりし家目を咄んで今もし  
者をもよせ余我同業し理をくく一休因心とす  
一少少りてそ君さるんゆえ又ほくしてもさふ凍云  
そのふまむはく私味合気ありし已く勇の情り云  
己ら威と法くあめは者八十人十人悪たたりし  
己と持くむそふやうた志の忠にわれ言はのさるん  
新衣貪富ふりしそ義理の節おもて見へし  
源氏頼代の侍もあまき細れも一跡高子の  
勇士まき付ゆふひし義理の寸胸ふまきの上志の  
より水りゆへし

一 作ふゆえなくあふ者氏家元となせそ目付といひ  
けりし家司をといえおくあふし理節し家もも  
まの家とあつそふあつての家もといふ云那一人のあ  
さゆあれのま元たりあといえまつくふ家元職目利  
と相し同しあをうし言ひあく能く持ハ水も入  
用を一編ふゆゆりてまきしふ子房あひひり君ハ  
ほふうたりひあくほい君ふうたりひあく時ハ必定の  
上志未代天のんとのゆへ

一 志無定即事治の時ふ 秀忠云と下志は軍親言  
病初たりふ病うたり天下ハ何くゆゆふまやし作  
らまぢれハ 秀忠云天下ハこれと名にありあふし作  
らまぢれハ何と漸くさるて神心よけふ山安法をり  
よの 上志ふく次ふ竹中代君とあせり色とま方ハ  
天下のまのりそ天下ハ慈悲そよの 上志ふて終く



他事きりりある

一 沖高家因て東山利運の後子孫小永井右近守史とて  
細川幽勢の家可家の礼法と同りれ程も當我又爲  
とて一々軍家の書れ以下と認りては 徳川沖代  
の制法と細文成なるも他家の法とも用て徳範とい  
別と修ふ振られ甲別武田武田の法法を以て  
甲信駿小振りて是因東沖お入るは小宗家の法令を  
以用ひるゆへ小忽小治りたり共年貢の以治るを振  
を程く整りたれ此若新敷く視ふれは甲別武田合  
ふ我信玄の士多くは是也甲湯の秘術とも是るは  
るゆへ一々武田家の族ゆりて落るゆへと云く一  
之夫在敵あり軍因ふ族ゆりて痛むよふは湯は信

一 甲別先方の用るも中より一開りて 忠信作小  
信玄家いたつそめ我族は信玄の事一不後侍  
を義小一命と移り者すれは法盗胡敵おとすは是る  
一 湯高家も信と痛めは軍は我利運と成下法  
て悪む者もそは終と懲りて我族を肉中みりてありふ  
るも振武田はらんつれまれば我族は信玄中成りつめ  
策より振ぬよふ小文度とて一々作おされたりとて  
滅小治將の言代は信別をりゆりて知るゆりて人  
感しある

一 秀吉と作小人の入る事とつりぬ事と減回たふは湯  
秀吉武田花車風流九天下り小なるゆへか一因と治りて  
磨く事信玄の切て振は徳川家の花車風流ハ外も

國を治とら武士を振たもふ事ハ凡我朝ハ何を天武も希成  
厚あつく称歎たうありくくく世回併よ小何ありくくく

戊子十月二十日写す

中村直衛

武野燭談卷之四

武野燭談卷之四

一或人の云く鎌倉の右大将家武家の兵権をさすれ  
あも室町將軍家六代と武百年余の世さゆら  
吳朝ごたたくハ六霸の勢せひひ似にく應仁おもも法因ほ戦  
國こ成なくくおももも何なりくさり小豊こ後ご関白せ天下てんと并  
吞くみく小琥こもも蔡姬さい望ぼうの趣す之し今け當代たうの法ほ風ふう忠ちゆう孝かうと  
好このまりくく何なりく劉漢りう李唐りのゆゆ一いつ滅めつふふ高祖かうの馮  
業ごうとと三さん沙さひひもも太宗たうの恭こう帝てい成せいなりりもも修しゆふふつつ  
海かいとと寛かん仁にん太度たうの忠ちゆうをを何なりり三さん百年ひゃくの法ほと事じ  
ととせんせん日本にっぽんと老らうハ知ちくくもも百年ひゃく來らいの凶きよう暴ぼうと法ほめめ文ぶん  
華かととけけ日にっ夷いハ哀あれれひひぬぬ原本ほんももななりり御代ご對たい威いの  
其その基もとハ 東照とう官くわんの法ほ氏し統とうととくくもも

台徳院殿の溢潤の享徳に海は教くよる將軍百年  
来ゆら成沖代の事ハ記せるゆら不滲りく抄取取  
夏以孫の後まゝ戦國ノ異風成人多きをみく珠小  
大相國公威と云ふれ言約がも相遠まゝまゝに能初の  
沖鷹物出御も若く存障をく有く成くせ給  
ぬ日ハ玄關まゝ出御成く其日の出供の輩ウ安徳城  
才一よ成されある初小坊一く恒例の出仕沖對類  
外く又上洛奉内公禮概約外ふ未常衣府の沖  
姿沖体是のるも沖亦ありてハ改く事ななく丁  
寧小滅とちくせらも筋目と云一く旗本ハ元よる  
師路の法候伯と云つけくゆられハ大在奉勅の法を  
も何せ品川千も口一ハ使と云を法亮臣の法一と

まゝと下の位は又法く物く役人と云上使とは成  
少る越前若門秀康との奉向と云一とちくハ必  
一驛出送よ出させりハ沖同々めく沖入城りり大  
方望百帰必ありと云や也一と法使の家く格式  
まんせらゆ人く奉勅ハ沖が用なりとハ沖鷹物に  
もまの筋江下送る子子品川筋教生の出御の次ふ  
あよ奉勅紙初と云一とまもみ也作法のつこの初ふ  
成一何の法らと云者の家まゝ一上使と云と云ふ  
事一はぬと云る如沖と云家よりと云も其後二条  
の城ハ初奉と云一と云も一東照宮振りハ  
東照大権現と云初まひハ一法官号と云まゝハ  
茨神の例めやと云とん今日光 東照宮の



成へし一過に改めし時を天下に以て作く事ありしに  
天運の移りて元々一々 勅諭するのしに傳り其  
らとて一々もや其の公卿の一生たりしを改められし  
神一代之元ありし 家光公の神代を友位大権右督  
國政改めりしときも毎度上座の長宗伏見ありし  
作付しときも亦も元朝天子ありしと傳りしと宣し  
き約して向ふふ多ししゆりしとありしとされし  
大政大臣の位を以て師範叙刑の位格を教養ありて  
曾ハ三軍の帥に奉りしを以て大周家の勇將猛士を  
おらりしときも法候伯官の人ありしと傳りしと我  
國東の武勇小也れ智ハ新國政ありしと傳りしと  
く日本秋津の武勇ありしと傳りしと傳りしと傳り

約へし一廟の坊と寺と建ししと正一位と傳りしとあり  
一家光公のしし竹の子代君と申ししは其の父母の御  
院是次郎君御のししとありしとありしとありしとありしと  
たし及れあり 東照宮作られたり 竹の子代  
名号ふえし御討御ありしとありしとありしとありしとありしと  
全滅あれしとありしとありしとありしとありしとありしとありしと  
御前よりせしむる時 東照宮 竹の子代御のししとありしと  
山岡右左衛門下の方より者座ありしとありしとありしとありしと  
其の代君も後とて考ねて其のししとありしとありしとありしとありしと  
東照宮上座ありしとありしとありしとありしとありしとありしとありしと  
ありしとありしとありしとありしとありしとありしとありしとありしとありしと  
榮子とて先行の代君ありしとありしとありしとありしとありしとありしとありしと

倉倉よりの山<sup>嶽</sup>の傍に居る位もと名刺の山河一うら若  
の後 秀忠公聞けし故くの山家侯初り事一を其  
後酒井形宗公忠世公井大炊次利勝者山伯者守  
忠後の三人は竹代君の補佐の所不附くま  
よと雅お流威威と印く信ふまのつと公井まも  
可取まのまひうらる大炊次公二の山お不取  
山伽と下あうう流めと下伯者ちハ印くまう流  
事のは不取く杖撃と其深ハ 右神君の必不取  
大相國の印下知ましりくうらと終取りしれ此公  
東照官の上意のねくの用よ海兵二人一和く  
流ませま流威威のあそく山伯者く事のれ海兵  
竹代代と親く印く事くまらくあふ又新將

軍の風儀不印く守くまらくまらく弟も  
は経書やく仁義とあつての根元く風儀のね有り  
抑そ物のゆゑなきく印く我の家の威めく金  
新將軍ハ印の威めくは竹代事ハ家の威え  
右性人の生儀も又大く此の流く我性金め  
とく新將軍の威不金性はあぬ極く人の風  
儀ハ印の儀不くはは者く印く精一の印を  
考へ吾政と印の世別共者不取く一理貫通  
あふふらうく次公事一の行勢ハ武家不急りまら  
武將の職を守りあなれハ良醫の人の生れたるあふ  
多一才の用あく六和を知く武家不武術の  
流ハ一人力の死脈くまら美園印ねもに宗廟

社稷有る共宗族の如社と天下は治るものなりや或  
家より夫社より移るも其の家必成たりと知る下  
人の主人一人の主宰此主宰者時死するものなり  
とて言ふ

子早振津いふ所なりとて出入りいふも天  
を思智仁勇の三徳を以て理に即ち川の仁  
仁を慈悲とて一法將礼を饋養ありとて其徳を  
能信とて竹中氏と守りてその徳を以て治る  
一家光公三代將軍の称号ありとていふものなり  
なりゆきも移るも天下の向成りなりとていふ  
大相國家他界ゆきとて其徳を以て治るものなり  
なりとていふ酒井頼成も忠信ありとていふものなり  
共

徳とていふ大小を以て治るものなり  
大相國許  
他界も其の徳を以て治るものなり  
將軍家の沖城掃討の  
下りゆきも移るも天下の向成りなりとていふものなり  
の徳を守りて不殘也也城ありとていふものなり  
家光公開元  
は仁也なり  
大相國許  
時將軍の職ありたりとていふものなり  
天下の兵權を  
所中いふものなり  
法に即ち  
上意も治るものなり  
を以て治るものなり  
此意も治るものなり  
政宗も治るものなり  
瑞濱も治るものなり  
憚りも治るものなり

法中よりそ者同きふ法法中退りある別族中  
中法觸りて武備柄執倉庫も移りなれり中法  
とゆへに法中一法信りて金<sup>金</sup>分面丸中遺令の  
法大者より少男の族中まゝに流りあるれ寛永  
十一年上洛の時左政大信りてゆへに信りて  
あれども固辭しそ前の大信りと越えせられ江戸  
ありて法大者の流人となりし悉く法候伯の縁  
組嫁娶の礼儀江城ありてそ調りまある此の時より  
法中の大名も法中への縁組ハ停止する此の時より  
法候伯の嫁大奥方の唐座あまゝとあると春日の  
高野村ありてまゝの縁組のやうなるる表日の高野  
くたりと後ハ此の料人並の宅城ハ止ぬあるた

けりて起し廢まけり<sup>此</sup>法中退りてありて此の時より武  
家の概授侍江法流り老信ハ法中退りてありしと  
寛永七年九月明正院中即位の時因ありて酒  
井瀆波ち忠勝上信りて流りあるり副て  
杉平伊豆ち信保も流りあるり大進清將  
伊豆ちハ侍法中成あり同日十日 中即位の礼儀  
法中あり後瀆波ちあり内一けりて 天正法流り中  
將不持任ありては伊豆も忠勝固辭して  
史よりあるれありての事より一級法進りて法  
上の地位も叙せ流りて別途より法中より固ありて  
てこそ法中の地位の上階なるるれれ武信り將  
伊豆ハ高野家門法候の印なる瀆波ち計





一回一沖代沖澄室小治ふまの坊にちる本原宗水氏  
物とあれは作ありふ資切りの湯成入るりき相と  
水とくふに治りて持ありとありとそれ抑ふこの  
沖澄の(奉)息ふは城守りはくちるは沖りくく  
あつては給成りて定ては罪能ひのりては治りひ  
ありあり治りて奉成りて中奉を国とく遠流せし  
りり其後大教のりりて時後者の成を教持よのせえ沖和  
まて久世大和ち唐と治とありふ息ふよの沖澄系をた  
末と治んてせしは洞井頼成忠信御に担ありふ  
今一度治りてせしは又ち末と治りて小沖澄係  
ありて久世とせしは治りて治りて治りて治りて  
いふ治りて治りて治りて治りて治りて治りて

上を侍と末と決りありは息ふて一ありて末  
を治りてまあり君とたりは又治りて治りて  
新いりたりて一宗朝の在(相國)趙言う大社と治り  
いふ治りて治りて治りて治りて治りて治りて  
一家先の老臣は下治りて治りて治りて治りて治りて  
りり治りて治りて治りて治りて治りて治りて治りて  
事やせし君治りて治りて治りて治りて治りて治りて  
治りて治りて治りて治りて治りて治りて治りて治りて  
山中治りて治りて治りて治りて治りて治りて治りて治りて  
と治りて治りて治りて治りて治りて治りて治りて治りて  
たりと治りて治りて治りて治りて治りて治りて治りて治りて

中者より共通りかゝりて守るに非ざるは徳也  
男ゆりの上意の如く徳に入歯等の事細く承  
知るべし其の共男の事八年に承用なされ  
とも若氣成り事いりて考やせん且に海守り  
上の事とて物せりひつれそ切後江作付あり後  
捨使せし事いりて治の入歯とて考やされ  
家光公徳懐の御弟也

手紙にけしき及ぬにたれ武きし也

是生かされのいりし

新と人の為れり事と歎せりかゝりて作徳は下  
光城の己の別と定りゆり津和代の格と或時久世  
大和守廣くし不忠守りたり大和守今約大和守

らとを物とほりかゝりて大和守海

上意の通りふくひたれりしと承れし其の上意  
非く何故ゆりたりと守りたれり此と何  
以法なりと承れし其の上意の  
懐中より書付と承れし其の上意の  
御りふくひたれりし其の上意の  
西りし久世一代の御りし其の上意の

一久世大和守廣之氏 家徳と承れり其の上意の  
おれし一切の事承りし其の上意の  
御りし其の上意の御りし其の上意の  
まれし大和守の御りし其の上意の  
大樹と承れし其の上意の御りし其の上意の

嫌損しつらめやしく起るる下も氏揃りあるふしに  
冊小沖津深きせしき

人のあつた人の中へも人を  
くまわれ人じくめを人

是ハ 東照宮の沖津深きやりの氏は遠く大和ふ  
深しあれありあ 土名ふく骨一御して部有か  
あまのこくらの御あを揃る武士の心をも和らぐり  
らうや 古今よかきふあを

一 細川越中ちう平一と其子六丸後号越中ちう初務川也  
家督つらつ時肥後大園をり幼きつゆりしころ  
大石の内ありしころ人をもあらう 大樹君の 土名よ  
大石の叔まこも氏あつたゆも家司ふ結きた

あれは園の清きそり 扼要の境もあつたされ  
細川ね代の名家の家司も又あつた及りれたる者多し  
襦袢の内しつた成王のたれしを初め改婦ひく由を  
授けまは 竹千代は天下の御を仰りしころあつた  
肥後のむら返えのやうなけりふきりけ 細川先考  
越中も忠具三の御方なりし 家光のついで  
竹千代君もつらありしは清きと考せしり豊和氏  
領しつた内よりゆきの奉えも忘れをせりぬあつた  
あつたは 二女宰相の司成ありしは 古往流傳の  
沖遺言も忠告の時ありしころありしころ 細川家の  
眉目もなつたあり

一 寛永十六七年の法もく朝鮮の男女共着しつた



はるまじくは終ひぬをいひし人もおれ終ふは...との  
料としくは終ひぬをいひし人もおれ終ふは...との  
向くは終ひぬをいひし人もおれ終ふは...との  
川なりあり其後遷居しつりありは法人因窮りあり  
早元泰平の沖代ゆへに我々の後江戸初めは前事地  
性くは終ひぬをいひし人もおれ終ふは...との  
あふ向くは終ひぬをいひし人もおれ終ふは...との  
とも不入栄耀た具ましくは終ひぬをいひし人も  
自らの費ましくは終ひぬをいひし人もおれ終ふは...との  
勿ふ者もは家内一倍おれ終ひぬをいひし人も  
我國はなはむいひの介ありは終ひぬをいひし人も  
石智平は力新終ひぬをいひし人もおれ終ふは...との

あつとくは終ひぬをいひし人もおれ終ふは...との  
不念ありともは終ひぬをいひし人もおれ終ふは...との  
ひくは終ひぬをいひし人もおれ終ふは...との  
法文らむなりは終ひぬをいひし人もおれ終ふは...との  
終ひぬをいひし人もおれ終ふは...との  
世の中は終ひぬをいひし人もおれ終ふは...との  
ありともは終ひぬをいひし人もおれ終ふは...との  
一家細くは終ひぬをいひし人もおれ終ふは...との  
そのの中は終ひぬをいひし人もおれ終ふは...との  
友の途目のは終ひぬをいひし人もおれ終ふは...との  
は終ひぬをいひし人もおれ終ふは...との  
の奴は終ひぬをいひし人もおれ終ふは...との

の位記口宣より、二位大納言との宣旨改定の論方とあり  
らと有りし、元は神皇正統記の御代不承と云方家  
威を治くせし御代は、し初君とのふた天下初く  
る君との御家成也

一家伝のいし、竹中代君とて、六つの子孫は、  
居りて、何れも、竹中代君の御代は、  
加へ凡そ、忠告は、千計、  
た右より、忠告は、千計、  
まゝ元とて、何れも、竹中代君の御代は、  
よ使ら、  
迷惑ふ、  
と、  
と、

我の白くも、竹中代君とて、  
何れも、竹中代君の御代は、  
の事、人々、  
南、  
今、  
向、  
ま、  
延、  
た、

毛海のつとみやまゆふ沖家督は十一歳の子  
ありつゝふ跡ふ天下あせぬ人も多し西九大原  
開しつて弁侍掃部頭忠孝酒井譜代忠務以下出  
陣しつて 乙方旗沖地界なるなり 大納言権沖家  
督の幸ふたつ下の内まも女侍多し若天下をまはれん  
よめつゝいせみんこしきり保科肥後と西之松年越等  
先通をまひりきり遊敷ちりり遊敷りつゝい初流り天  
下とせりしものてきりしる名成の企行の幸たりけきふ  
ては信成にきりしりつゝやまはれ印月ちりけ成と沖家の  
幸しつて遺滅しけられ日光山へ納りりふ六月女は日  
沖お振ふつゝお川の祝式お世沖成お守りつゝ先帝  
沖お振入へつてせらまもつゝ沖遷居のさりり其後將

軍官下者もいしむ内大臣の宣命とゆきせりふ其は  
天守へ沖成の討遠目鏡とこしり上の方とせんかこれに感  
起りるをこしりしりありふ一向の松野おしりいけふふ  
まよしりちりふ作おしりしり何しけりいひり新しりて幼  
少なりしりしりしり將軍大原おしりしり一方此天守ふ  
目鏡とゆきしり方とせんしりしり將軍あて毎日夫  
倉へりしりしりおの徳和とせんしり<sup>かうせ</sup>ちりおとぶい法人の  
若しりみりしりしりや 天正沖成世の時とめりしり中まも  
ゆりしりしり人かりてなしりしり今いしり官物とぬまの者ゆ  
えましりしりしりしりしりしり<sup>あま</sup>成まらりしりしりしりしり  
るいふりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしりしり  
抱ひありしりしり大教信濃ちりおのしりしりしりしり









城と不守沖用の徳元東よりとく押てをさるる不  
沖産道くありあり故城向物中も頻り止ありあり  
御小程不審とあるれい山吉事成へて沖産道へ  
制より時々物後と備中も沖産道へてと山吉事成  
物よりとく沖産道へて相違を相違言へてと山吉事成  
止まりあり相公沖産道へてと山吉事成へて沖産道へ  
外へ沖産道へてと山吉事成へてと山吉事成へて  
也城よりとく沖産道へてと山吉事成へてと山吉事成  
成迄事成の事成迄と山吉事成へてと山吉事成へて  
神田沖産道へてと山吉事成へてと山吉事成へて  
沖産道の事成迄と山吉事成へてと山吉事成へて  
二九よ入沖産道へてと山吉事成へてと山吉事成へて

上覧の後七日の日中より二九よ入沖産道へてと山吉事成  
沖産道へてと山吉事成へてと山吉事成へてと山吉事成  
君成迄と山吉事成へてと山吉事成へてと山吉事成へて  
家成迄と山吉事成へてと山吉事成へてと山吉事成へて  
何れも事成迄と山吉事成へてと山吉事成へてと山吉事成へて  
なりうへに事成迄と山吉事成へてと山吉事成へてと山吉事成へて  
沖産道へてと山吉事成へてと山吉事成へてと山吉事成へて  
此成迄と山吉事成へてと山吉事成へてと山吉事成へて  
管中よりと山吉事成へてと山吉事成へてと山吉事成へて  
尚家成迄の事成迄と山吉事成へてと山吉事成へてと山吉事成へて  
何れも事成迄と山吉事成へてと山吉事成へてと山吉事成へて  
二九よ入沖産道へてと山吉事成へてと山吉事成へて

形ありあられしうせりふ時未だ小舟作押船は去真個  
ふしあられしをいひて竹阿も沖先子に致ふに是はこれ  
と語りあられしや沖尊巖上野へ入るせはらん  
あり沙汰とす坊上寺の方丈と名なりしを為すやと  
人々驚く然る酒井雅楽次忠清の相後しとま上の  
うへ寺社なり松平山城と澄治とみく坊上寺よりを  
ま初ふ山城と坊上寺よりなるなりん方丈と河原  
と此の寺に或<sup>後号</sup>館よりなれし者ありしを沖代との  
此宗旨改めりしとすての<sup>後</sup>沖遺言ふに世と上野へ  
沖高類とす移しきりて但津に一家は沖高家の此宗  
門とすしと坊上寺ありしと法華執行をく一家の  
汎從細説して信るは作も信く津高門の強弱は静まり

あり上野沖法華此目大久保加賀忠朝より沖館石  
の産の書付は法眼人見友元と書たりありと後つて成  
事とや石館成洞館小政めりしとあも又忠朝と共事  
小形ありし類をくし酒井雅楽次忠清も別林あり  
徳店も橋葉次法と正判も紅葉山沖魂屋徳造の後  
江成ゆりこれと弁能也と利房も大光の城より逃げし  
物の流布と正後大光小政とくし将も但し智く極威  
と振ひしととも橋葉石見と正徳と頼れて後ハ枕槍  
の織とはまれし柳沢おねと保明<sup>後号</sup>松平秀と松平  
乃姓沖諱の一字と揚りお将小但すれた枕槍の元と  
ゆりこれとあけめく人ともそはとありこれハ方家  
沖高書とす事坊上寺陽殿言の推也の後より石



多て高貴の紙止しと雖も沖城の清く白細と意を忠誠  
とい早速とこれ後序とて一紙宛とていともとせられたり  
といともと念をり仁政ありとていともと其のよ埋め  
といともと知有りりといともと野山とて此制とていともと  
歳令と知ぬえ法と花と車まきといは使といひる  
ゆ年といともといともといともといともといともといとも  
共と忠存の故いた月といともといともといともといとも  
著く孝子と撰りれ沖自力海書とて成言中何云の  
収人といともといともといともといともといともといとも  
おひといともといともといともといともといともといとも  
は作付といともといともといともといともといともといとも  
聖教といともといともといともといともといともといとも  
此は格生格といともといとも  
建てより改昌平格といとも 二件の

秋菜おこころいといともいともいともいともいともいとも  
御友者といともいともいともいともいともいともいとも  
らんといともいともいともいともいともいともいともいとも  
もといともいともいともいともいともいともいともいとも  
衣の備といともいともいともいともいともいともいともいとも  
天和條令といともいともいともいともいともいともいともいとも  
な若かり將軍家の下知流といともいともいともいともいとも  
といともいともいともいともいともいともいともいともいとも  
一細者といともいともいともいともいともいともいともいとも  
其人の往來麻下といともいともいともいともいともいともいとも  
糸れいともいともいともいともいともいともいともいともいとも  
いともいともいともいともいともいともいともいともいともいとも











御心く天下の世と暮んや〜や死生を命天運不  
但せ〜くもくもたれ兼唐〜く〜交定を何〜  
〜も作られり山岳宗祖も何ひるれも何〜  
あや天和二年六月廿八日小治〜遊ま〜  
兼唐り沖劫氣共後わ〜ゆり〜

- 一帝徳流杯徳吉君遊去六月廿八日〜沖痛子の〜  
是〜ゆ〜生れけりせゆ〜事法は  
御り六月廿日法大在恒例の〜はたの〜  
七歳未由忌抜り〜の法令と〜せり〜  
一貞享年中〜以後法法は形り〜細り〜  
けり何〜先聖と名れ〜沖り〜  
一重敬〜〜忌忌と〜主〜法 徳吉を初〜沖系

堂り〜小林宗潤信篤り沖唐の兼唐り涼子と〜  
〜の絶京斜り〜上院〜何ひるり  
將軍家剛〜と〜と〜涼子と〜  
〜とつ〜心懐〜ゆ〜心〜敬の表  
〜の〜と〜礼節お〜  
法武武と香非踏〜〜悔和と〜  
〜は形あり〜大成就の類〜  
既勝〜恭敬小信篤迷惑せ〜  
〜今の重敬作り〜大成の類〜  
沖筆と流〜の學士才子秋葉勅り不殘布衣と  
ゆり〜書〜其故の事恒例〜二件あり  
何〜〜



中りくわくまをくよ中あり此は開石一物くま彼  
坊とい遊戯をりりこれ共家司いふつてな金銀より  
正義と仰がたひ人の相をさすなりとてましく罷  
せしき三人もをあつてりる

一元禄五年十月十七日の大い沖舟丸頼り小亮かりし大消  
の南者永世屋つ沖舟丸大消酒井河内志挙う人教  
其介の大消中人教と入しく沖舟丸頼り有る大急なる  
屋板を踏んともり小亮かきしひ急成上廻る小く  
働さくわりの沖舟丸をく杖と横小紐く足代よりけ  
うせふしり知りくくは杖指方へ觸れきけりひく  
杖と子母り横ひまり縄とひく緋り合橋より取  
方へ受け横小まきく杖と縁今くわたりり小まきく

杖とるわくやくくたつふらとく病人足酒りお見く  
飛穴代宿所の大水の丸切り小打志丸くり共後小丸  
とは沖先代も大除ふきく並れあり小今度田安  
沖門内清水口より西竹橋より小橋町はどのるひ悉く  
の地もより番町も沙城道き家数百軒余の地となり  
ま麻布小石川より別業と地くゆきも各石付大買  
の心儲りくしひ

武野燭談卷之六終

文政十一戊子冬十月二十四日於益城上郡  
矢部庄目丸山中孫嶽之定字之

中村直道

武野燭談卷之七

一元禄十二年一月十六日の野合法に法園一同は近年  
の不化行法する年一途ひ殊より此等法ふゆあり  
日産の者高夜夜との水雨にさう家路ふゆりゆるす  
くもなきて非人よぬり。開か。あれは此後目附の  
内より大勢手なげして江戸を過すとも毎日往來  
あてはるる者あるを食同和の者紙に其りの宿紙  
為のまも有宿もまもくりまのく紙に其本の各  
主所代は渡されいともむつ。作付。たなま  
書紙に本和紙小紙と作。此野先代の制は何せ  
此法未終りゆり。又此法本を宿紙といは近年  
地方めく知り細りたる本替の新法を名おせし

分限と上納を旨りふ凶年一有當年上納分ハ沖用捨  
なり惣族本初任の事ハ分限惣思ふ此合紙下下  
御小九子九百加下下回ハ此合恩紙分下下寛  
永の御小初り事ナリ一南家近年一着後多々  
惣々思ふ事ナリ一可也洋儀一其の合紙を  
今年十分一とりしれハ七方也余之上納を  
一家宣云いしハ甲府中納言徳豊卿より  
日禱と初めしき儒士と云々一海秋は任付あり  
森下ト云ふ西家君在りり天恩賜の時を海  
師ハは徳下下紙ゆりしれ事ハ沖用ハ麻と云  
あり元祿の晩年一重々於りせり一日ハ  
越々し一も一宿齋ハ脈と何府ハ必沖禱と云

終ふ成紙と紙これハ沖元紙と云々一交向  
ハ不潔ハ松竹法眼ハ沙系と云りありハ御  
白ハ此書ハ不潔ハ沖用ハ合紙ハ法眼  
法眼一切ハ不潔者ハ配刺と云々一果ハ  
徳流云連法眼と云ハ一戸向大秋紙ト  
御さるハ沖用紙と何ハ此ハ沖用ハ  
御りりハ紙と云ハ曲直順奉安流法眼  
ハ紙ハ此ハ沖用ハ不潔ハ沖用ハ紙  
流ハ不潔ハ不潔ハ不潔ハ沖用ハ紙  
重々ハ不潔ハ不潔ハ不潔ハ沖用ハ紙  
ハ不潔ハ不潔ハ不潔ハ沖用ハ紙  
ハ不潔ハ不潔ハ不潔ハ沖用ハ紙















上杉城屋へ小山おのりて殊成小旗城四段とも殊志  
と勵むあり故白川公此方小京勝働く事一付いふ  
同十月越前と稱せむ一回十年一月十六日三位の  
中納言回十二年閏四月八日二十日兼めく卒去南  
申しあり孝教寺に云禪院の修りて末節の書傳も  
此寺小立せり其後 大伴君の命とみく 知恩院  
浦卷上人越前小守り新比淨光院と開く改築し  
たりとてや 其ありて初め孝教寺殿後小淨光院  
如く極考りあり

一松平ト野と忠告君の後ハ藤原も存くりて其江の共男  
於母とて以新撰也天下の法候此君の御ふ一命  
何の始りめんといふてか一付あり関ヶ原

我の君ハ大將軍と定めしむく 福徳を奉りて  
の<sup>諸</sup>君の下知しとて命と病し中事即ちとつたれ  
ありとてや 大伴君の命とみく 軍とて  
ふとて 大伴君の命とみく 徳徳を奉りて  
り丸備とてとて 徳徳を奉りて 徳徳を奉りて  
喰むあり初めとて 徳徳を奉りて 徳徳を奉りて  
自れとて徳徳もがれとて 徳徳を奉りて 徳徳を奉りて  
解きとて徳徳とてとて 徳徳を奉りて 徳徳を奉りて  
去りし御本流し地御りあり忠告君御前へ 出さる  
夕ハ手負つるか初流の御さる事一との此録其の  
可ハ大伴君御前へ 徳徳を奉りて 徳徳を奉りて  
と 上杉小とて御前へ 徳徳を奉りて 徳徳を奉りて

の歎くして子孫不復たむとのいひききと上下部とてふ  
若武者の初孫の口御さく病子ありて病歎くせりふと  
踏りせりふと病歎くもなく并伴う子ありたりと慰問  
せりゆふと病歎くもなく子細きゆふ九人の及  
くぬ事とて法なり半そとて同年十月廿日尾羽  
法則の城と終りせりひ同く一十年に法中納りて  
終り早せまりとあり坊と寺と葬りたりとい若の此  
家日小笠原盛治吉如の著後と知くこれ奥羽一流  
とれ年終り浪人たりとて此若子世の一人若とて  
と書くく此若成ゆけゆと坊と寺と走り入法切  
て殉死の志成て遂ふあり存れふとて書たりあり  
とるこれハト野も後國ヶ原の年ハハとて女歎くも

成りせりふとて小流石武將の志成なりとて  
細川越中も忠兵衛の妻小流石侍の内小流石春美  
の忠兵衛の妻自害の良辰成り夫とて同故小笠原  
少彦右衛門ハ討死せり小流石一人命生せりといと  
越中も之腹とて刑罪小流石ありとてありといと書後  
越中も小流石ありとい士の死ぬるも場と通れたりい  
れぬとてありけりとい教へんと書りといと書後  
といよ渠ハ鉄炮に今の名人小流石小流石とて  
命と助けられん腹病の病とて付ねりとい今死刑あり  
一統の絶命念をいといと書いとい 忠兵衛も此  
も後の作ハ書きと那とてありといと書いとい  
いふて編留流成指面といと書いといと書いといと書



貝へ大筒丁間おたり人ともや

一尾張大納言義忠卿ハ大神君の九郎若冲母々清水  
加賀守富清の女御ハ小幡の社人竹腰氏の妻父長  
六年一月廿八日御見立ニ生れさせり不問八年  
甲別とをせしむ七歳少く元禄改元後下右衛門督  
長十二年尾別（玉鬘之別流別）の内より六十六  
二万石の法候小成（あせりり）の宗室之弟親者  
介抱（あせりり）年（あせりり）と称せしむる十二の歳  
参内二位中將を長十九年大坂少初孫白旗ノ川  
あの内幕始りしせり元和二年中納言寛永  
三年一月廿二日位大納言位二位を安三年九月  
七日遊去深きとく種（あせりり）の儒教とる敬とて先ッ

聖教と違しれ林道春小多へ改ふ 大神君冲年儒  
と撰りる今世ふりりしとて尾別一あは遊女と  
抄せしむ目付横目とは作付とていふ目付と横目  
つゝいとも作ありともや 理方山と坊府の巻林の中  
の先徳山月日とむけしとふとのと忽と御月つゝ  
せし御先とおやしりふ事いともく物とておえりハ  
約者ともともと終むく故書ともや 京の町の月日  
と難式とらふ鉄持と門せしむをくとも書さへく不飛  
法とたしむむふせしむ多賀堂後ちう定めしと  
いふむの事し 忠事一員ふりしこれハ注をすへし此れ  
あふいともふせしむとて此尾張家は横目付不討の海  
滅とたをを方とらとよくとくあしとて不捕とてしり

とら元和式月御定令の元沖家門方（先づ一通りは  
後合居られ後御所行の御所々々として條目以難  
字あり時不<sup>ハ</sup>君十六歳を<sup>ハ</sup>心付<sup>ハ</sup>る事<sup>ハ</sup>せよの  
故<sup>ハ</sup>（耳<sup>ハ</sup>不<sup>ハ</sup>立<sup>ハ</sup>一字<sup>ハ</sup>そ<sup>ハ</sup>た<sup>ハ</sup>宗<sup>ハ</sup>興<sup>ハ</sup>忠<sup>ハ</sup>行<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>不<sup>ハ</sup>備<sup>ハ</sup>医  
の<sup>ハ</sup>不<sup>ハ</sup>た<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>及<sup>ハ</sup>ん<sup>ハ</sup>元<sup>ハ</sup>尚<sup>ハ</sup>世<sup>ハ</sup>武<sup>ハ</sup>臣<sup>ハ</sup>不<sup>ハ</sup>仕<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>学<sup>ハ</sup>生<sup>ハ</sup>た<sup>ハ</sup>ら<sup>ハ</sup>表  
初<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>法<sup>ハ</sup>御<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>後<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>儒<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>は<sup>ハ</sup>中<sup>ハ</sup>那<sup>ハ</sup>法<sup>ハ</sup>法<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>悉<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>儒  
法<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>悉<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>位<sup>ハ</sup>階<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>察<sup>ハ</sup>る<sup>ハ</sup>れ<sup>ハ</sup>法<sup>ハ</sup>書<sup>ハ</sup>式<sup>ハ</sup>月<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>後<sup>ハ</sup>代<sup>ハ</sup>の  
急<sup>ハ</sup>難<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>て<sup>ハ</sup>法<sup>ハ</sup>陽<sup>ハ</sup>所<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>難<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>等<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>法<sup>ハ</sup>法<sup>ハ</sup>が<sup>ハ</sup>い<sup>ハ</sup>て<sup>ハ</sup>い<sup>ハ</sup>り  
く<sup>ハ</sup>空<sup>ハ</sup>ひ<sup>ハ</sup>る<sup>ハ</sup>む<sup>ハ</sup>ら<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>成<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>書<sup>ハ</sup>改<sup>ハ</sup>め<sup>ハ</sup>られ  
あり<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>也<sup>ハ</sup>法<sup>ハ</sup>書<sup>ハ</sup>法<sup>ハ</sup>業<sup>ハ</sup>あり<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>法<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>法<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>武<sup>ハ</sup>徳<sup>ハ</sup>と  
取<sup>ハ</sup>て<sup>ハ</sup>い<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>馬<sup>ハ</sup>持<sup>ハ</sup>不<sup>ハ</sup>好<sup>ハ</sup>ませ<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>ひ<sup>ハ</sup>ある<sup>ハ</sup>元<sup>ハ</sup>別<sup>ハ</sup>家<sup>ハ</sup>日<sup>ハ</sup>成<sup>ハ</sup>於<sup>ハ</sup>法<sup>ハ</sup>と  
等<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>武<sup>ハ</sup>勇<sup>ハ</sup>功<sup>ハ</sup>者<sup>ハ</sup>い<sup>ハ</sup>け<sup>ハ</sup>せ<sup>ハ</sup>ら<sup>ハ</sup>ぬ<sup>ハ</sup>法<sup>ハ</sup>士<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>法<sup>ハ</sup>式<sup>ハ</sup>冬<sup>ハ</sup>河<sup>ハ</sup>の

凡骨丸御所<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>い<sup>ハ</sup>は<sup>ハ</sup>沙<sup>ハ</sup>家<sup>ハ</sup>より<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>を

一 紀伊大納言撰置卿ハ 東照官の十郎君沖母<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>元  
左京右大臣康長入<sup>ハ</sup>る<sup>ハ</sup>親<sup>ハ</sup>母<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>女<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>長<sup>ハ</sup>七<sup>ハ</sup>年<sup>ハ</sup>三月<sup>ハ</sup>七日<sup>ハ</sup>伏見  
小延生<sup>ハ</sup>望<sup>ハ</sup>年<sup>ハ</sup>十月<sup>ハ</sup>七日<sup>ハ</sup>常<sup>ハ</sup>法<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>水<sup>ハ</sup>戸<sup>ハ</sup>在<sup>ハ</sup>方<sup>ハ</sup>和<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>付<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>也<sup>ハ</sup>其  
次の<sup>ハ</sup>年<sup>ハ</sup>又<sup>ハ</sup>い<sup>ハ</sup>方<sup>ハ</sup>在<sup>ハ</sup>法<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>む<sup>ハ</sup>ら<sup>ハ</sup>同<sup>ハ</sup>十<sup>ハ</sup>一<sup>ハ</sup>年<sup>ハ</sup>八月<sup>ハ</sup>十日<sup>ハ</sup>兄<sup>ハ</sup>右<sup>ハ</sup>京<sup>ハ</sup>右  
殿<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>同<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>元<sup>ハ</sup>取<sup>ハ</sup>次<sup>ハ</sup>位<sup>ハ</sup>叙<sup>ハ</sup>せ<sup>ハ</sup>る<sup>ハ</sup>也<sup>ハ</sup>法<sup>ハ</sup>外<sup>ハ</sup>小<sup>ハ</sup>任<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>ひ<sup>ハ</sup>て  
撰<sup>ハ</sup>持<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>名<sup>ハ</sup>あり<sup>ハ</sup>せ<sup>ハ</sup>る<sup>ハ</sup>也<sup>ハ</sup>時<sup>ハ</sup>不<sup>ハ</sup>あ<sup>ハ</sup>る<sup>ハ</sup>事<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>す<sup>ハ</sup>一<sup>ハ</sup>後<sup>ハ</sup>撰<sup>ハ</sup>置  
と<sup>ハ</sup>改<sup>ハ</sup>め<sup>ハ</sup>る<sup>ハ</sup>也<sup>ハ</sup>同<sup>ハ</sup>十四<sup>ハ</sup>年<sup>ハ</sup>水<sup>ハ</sup>戸<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>指<sup>ハ</sup>して<sup>ハ</sup>改<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>あ<sup>ハ</sup>む<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>御<sup>ハ</sup>也  
の<sup>ハ</sup>い<sup>ハ</sup>同<sup>ハ</sup>十六<sup>ハ</sup>年<sup>ハ</sup>三月<sup>ハ</sup>十日<sup>ハ</sup>宰相<sup>ハ</sup>中<sup>ハ</sup>將<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>して<sup>ハ</sup>後<sup>ハ</sup>三<sup>ハ</sup>位<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>孫<sup>ハ</sup>を  
か<sup>ハ</sup>え<sup>ハ</sup>れ<sup>ハ</sup>沙<sup>ハ</sup>家<sup>ハ</sup>十<sup>ハ</sup>歳<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>して<sup>ハ</sup>元<sup>ハ</sup>和<sup>ハ</sup>元<sup>ハ</sup>年<sup>ハ</sup>大<sup>ハ</sup>坂<sup>ハ</sup>夏<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>沖<sup>ハ</sup>孫<sup>ハ</sup>小<sup>ハ</sup>十  
三<sup>ハ</sup>歳<sup>ハ</sup>あり<sup>ハ</sup>して<sup>ハ</sup>沙<sup>ハ</sup>初<sup>ハ</sup>孫<sup>ハ</sup>女<sup>ハ</sup>友<sup>ハ</sup>節<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>水<sup>ハ</sup>戸<sup>ハ</sup>御<sup>ハ</sup>所<sup>ハ</sup>あり<sup>ハ</sup>て<sup>ハ</sup>依<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>し<sup>ハ</sup>る<sup>ハ</sup>れ  
あり<sup>ハ</sup>同<sup>ハ</sup>二十<sup>ハ</sup>年<sup>ハ</sup>七月<sup>ハ</sup>於<sup>ハ</sup>中<sup>ハ</sup>納<sup>ハ</sup>公<sup>ハ</sup>同<sup>ハ</sup>六<sup>ハ</sup>年<sup>ハ</sup>紀<sup>ハ</sup>伊<sup>ハ</sup>小<sup>ハ</sup>堀<sup>ハ</sup>別<sup>ハ</sup>守<sup>ハ</sup>と

汚くとも千の万の字と納りの寛永二年の上原の秋列島從  
二位授大納言寛文六年六月湯原田十一年正月十日  
逝去紀別蟾谷小森りて南流流砥と号しあり七十  
七歳とや常流命友の吉別小泉の用りてハ長壽  
まじりあり一年の良の年刻三つあり盛りの花と津  
母雲養珠流存ハ沖月小郷と号しと和日流存の花と  
名も唱へ小や盛り久しと名流と作をいされり  
此西事小孫友和泉の花流りて花も表ひしふふんが  
まて久しと咲わりの高方の若生とて世生もまて事  
まて若き人よとまて内せハ壮年とて保長はの家の柱  
もふん家中と表りてとて子並ふとて是なる事ハ  
厚くや席ありと入りての故刻作をされありとや

武勇小極く紀別ハ山とりの小鳥この世なる事とも多か  
りて何とも名をいふは物世極小の極けりれり  
本初と出流の氣と形とありふ高津の長刀城を流  
小者南とて山神をいふ事ハ本とありハ本と  
こそ極きん若く振舞う初とてとて人忽とて  
中とてとていへせとハ元の折本とありありとや  
其日も白雨流水とあり兼あり海と三里漕馬と  
るふ雷と小流あり大の玉と流道と情ひありと毛  
筆紙を名とてとてとてとてとてとてとてとてとて  
又たの男ともいへる家かこと押ありあり大の  
玉と流とありあり水とありあり人流とありあり  
碎けてありあり寛文年中ありとてとてとてとて

あはれをよと乗懸を思てしとく海と高き時と平たの  
い敷をよていお小研するい道智の考をと教をせりあな  
とく人君の業とは申されたりとたのい心用ひ何と  
いといいおをよとみあもとてつり歌ありて

お小事むい河あひいまてゆらん

とらつりわ河い河いりのせや

人情彩ひの絶り事ありと実情と清きたり流石高貴  
公達のいおあもかくのいといこれい武藝をよのい高知を  
石抱りあひい天下の名人多くあもりある義作のよる本  
右馬助といふ大かぶまとは浪人といふ東伝いふ俳仙  
あつり紀列へいおれらやと推参り入るい小要相  
宣いあひい乗りうかひ誠い不通いゆれ俳仙をいとい人

小まらうゆい大かとは弟といふあひいいお持せりゆい  
りなうりい人のいお益事かといおれりいといあ  
流やうをりい吟味とや彼右馬助作別といふい教家い  
流く彩る侍いい森の中將秘流いい長男何事い  
附むれあひい彼長男礼記をあひい又力量人といい  
いりい礼いせといいいい毛と捕りゆり若をいい時い忠  
政の命と清い右馬助をいなく捕りていりいりい礼い  
まをいいいのお人のいおと終いいおをいいいおれり我附  
いりいおのまをいいいお推しをいいい武実利をいい岩運の  
寤りいおれい大將のい知といいいい河ていいいりいい  
又う若いいをいりいしい小ま月をいいお世ると俳仙をい  
預宣いいいい益事かといいいいりいりいいいい不彼何事い

よはをらうしうもい衣馬助尾張の表流を起りし  
高相二挺の持とらり合老母と妻と男子二人とを家  
せと持たふ具と抱高苑と結付又狐衣馬助一人を  
病持てめたりし西園小池れ等事一乞小持りし不被  
ゆへや急越之集り備前兼光とゆへ切らふ流波もむ  
け元森家の若とも持料の刀一腰も切りし事一なり  
終ふと実教しけりとも大力の力病かしなりおれ  
又とらぬとそと急ひ居りしと並とて事のをきみ小  
書しけし

戊子冬十月二十六日

中村直衛

武野燭談卷七終

武野燭談卷八

一水戸中納言榎房のハ 大神君十一男ありゆ母ハ菫山  
長乃昌氏庚申のハ 長今小僧と名高杉六郎重政  
若小同十二年十二月廿一日水戸城二十五方石とゆふ  
とそとす又其後長は位下長身後榎房とあり  
九歳の二月廿一日宮位左将元禄六年十八歳ありて  
相中將寛永三年上洛の内次之位相中納言同四年  
任寛文元年七月廿九日廿九歳ありて逝去水戸を向  
小森の深蔵と名瀬馬しゆと名高杉六郎と名高杉  
高杉のハ御殿御武具の由程長高杉と名高杉と名  
高杉 徳川御代集會の長也高杉とあり世と尾

別紀別水戸と云家と稱するに因りてある事と  
中者之部兄弟お双と卿相と歸成ひてまかり  
云方家尾張紀別と云家とも成りて我亦八州家門  
越前越後同部と昇下成りてや此れも柳管  
中納言列位と云尾張先家之紀伊先負位より上  
府亦忠世玉ひあり云方家八官位治世ゆ家の格は  
忠義の如しと云中納言の格は其序の上首と事と  
やこれ八州の家と云白書流と云歎賞有り事と云り  
一尾張大納言先家之八州先義と云ありや此八州  
家之の格と云せりひ必法の家法は改事と云り唯  
誓詞の神事一正月十日有之儀揚りて是後在官の氏人  
お分き關年より事一今も恒例なり小前八池長八代

ひあり八代停止成りて今八州の切合ニ人たる  
余りて手負とお島小あり格と入る也双方切合ひる  
日次月々神事お海とせりふたつ鶴の家の人神事  
正月十日<sup>すま</sup>中納言なり者初をりて柳(らま)ありとも  
此府別御のちいさうあり事と停止せしむり今八  
恒例の事ゆへ人よくま子細と知りたりや氣流祀<sup>と</sup>おせ  
らま<sup>推</sup>と鶴と云く人よ<sup>推</sup>あり格と造りせしむ共<sup>推</sup>お<sup>推</sup>あり  
たらひ<sup>推</sup>お<sup>推</sup>あるに改らるや<sup>推</sup>候約の法と云り向より  
一汁<sup>推</sup>茶<sup>推</sup>の介者と<sup>推</sup>い<sup>推</sup>なり<sup>推</sup>子<sup>推</sup>代<sup>推</sup>お<sup>推</sup>候<sup>推</sup>と<sup>推</sup>聞<sup>推</sup>り<sup>推</sup>  
お<sup>推</sup>茶<sup>推</sup>と<sup>推</sup>ま<sup>推</sup>て<sup>推</sup>八<sup>推</sup>膳<sup>推</sup>賜<sup>推</sup>と<sup>推</sup>云<sup>推</sup>り<sup>推</sup>向<sup>推</sup>り<sup>推</sup>事<sup>推</sup>一<sup>推</sup>肝<sup>推</sup>要<sup>推</sup>なり<sup>推</sup>ふ<sup>推</sup>お  
小<sup>推</sup>候<sup>推</sup>約<sup>推</sup>と<sup>推</sup>云<sup>推</sup>り<sup>推</sup>向<sup>推</sup>り<sup>推</sup>人<sup>推</sup>お<sup>推</sup>あり<sup>推</sup>れ<sup>推</sup>我<sup>推</sup>亦<sup>推</sup>候<sup>推</sup>の<sup>推</sup>品<sup>推</sup>と<sup>推</sup>け<sup>推</sup>て  
有<sup>推</sup>ま<sup>推</sup>り<sup>推</sup>の<sup>推</sup>品<sup>推</sup>事<sup>推</sup>ゆ<sup>推</sup>て<sup>推</sup>汁<sup>推</sup>七<sup>推</sup>茶<sup>推</sup>茶<sup>推</sup>の<sup>推</sup>ゆ<sup>推</sup>り<sup>推</sup>と<sup>推</sup>候<sup>推</sup>り<sup>推</sup>也

あり小女中の知りし味小水も我一汁二菜家中の若  
の手巾ありて我料理ハ二菜トシトモ男の家以去  
物ををひりゆ（結句）食もといはさす不成りて法合之事  
をくさくさ越れりるを中にも成すも不及次の若より  
給ふせよ追て此を疾まおれとて其後のの料理と作ら  
大小存在小女房ハ夫も若りりく事なりふも女房の胎胎と  
分るま書りて給りりくもの折は製方とて料理開し  
向く河ハ指澤なれハ各別之向後之用もておれ作をり  
さうや能書めとて近清流足すふ初めて水代水居ら  
の衆よりと出入樂まありゆ（手巾）あせりくさくさ  
なりく近衛信尹との筆法を終りあせり 後西流  
の帝御手紙の内かく魚紙の結梅ありく風流なり

足りりまをりて就山とて押並ひて本走りりり  
又寛文身中の事とて酒井修理重忠若狭守より  
系初よりとて尾張のうらりと通るふを具したる物と  
士荷付りり馬方と口痛し馬不悪介重忠ふりり  
あん高直のりりわさくして討て持てりりもを中て修理  
を更被侍と悟りおれりり死成物とて切落成りりり  
喧嘩お成紋とは天下の法合なり馬士とてあひりり  
ても尾陽の沖家合を修りりり高直那りりり寺と有  
と尋りせ遠の脇小齋寺のりりり小の侍とせりり  
暖切りせりり此事りり少事なりりり早速中納言度用  
達りり荒なりり喜ひありりりりり侍と書りりりり  
や増りり馬士りり急介のりりりりりりりりりりりり





能く想ふに其城の志は剛直なり是は立危のわざとゆ  
されり千代始君相公の女中一落髮の流りより  
公義ありとも其の忠切を頼りり尾別ありとも同く  
頼りりふらと申すと掛し其の旨く一蒙恩教よるを  
頼りり一被二人の立立危といふ十代人の推しおなり出  
されしハ公義の役人よりく建し一蒙恩も申智く  
立危を並ふお想ふ申付くまじく別まじく立危の考も  
と仰せられおありり大將の死門お入りおありり  
滅の君子大夫まじく申す此御流る義の相公もた  
のふらは申しまじく書籍を頼りり中おもて家法  
大君の先祖と記され法統と記し今亦おありり  
の御館中は其縁多く其表の御儒もねえと申す

あしそおを好まれありと申す余の考の表と以後  
史不絶雨亭城より史想の三神の社も御流る  
一尾張中納言長通は元禄十二年の法より宰相中  
少将しつあり元禄の晩年の事し御家社又光友は  
己辰卯年信約中あり御晩年久友色く皆略ふ  
何なりと長通は家督の後家目大心と今世金成同音  
のと御年の年想よりハ公義の考に帳おありり  
或百代大心しおあり長通公心と聞え御家目と集め  
りい思ひあり御表に御流る御流るおありり  
むなしく御流るしつありとも先代御流るおありり  
考今元年まではつり御流る今用おありり  
おありりハ其考も御流る一蒙恩十万人と申す



集の抄をくしき等の秘冊ありて著く人知く之を考  
右年紀の上傳元平源盛表記等の実年、以辨め、是を  
世ふゆりたるひ類集部類して世ふ又ゆりたる鎌倉  
志元押教も到りたる、皆以君の史官の成功なる時ふ  
禁闕の秘快も字一重くして又禁裏を上の後傳し  
をもくしてゆりたる切をゆりたる寛文帝の初と受て風之  
依の流とありて推しき、文小宮く相おふ遠く  
武藝に藝過具と寛め知くゆりたる此君の友となる  
人く、皆天下英雄の跡ふ秀りたるの、事なきしりたる  
漢がち松城を松平源俊と相重朝臣に相肩中納言  
の上流の年、ゆりたる、京師ゆりたる、依せりたるも長男小波り  
せり、小光國ゆりたる、世に流男たるゆりたる、嫡子ふたる、色ふたる

以系聯と依りたる、我々のゆりたる、世に相重の君ふたる、色  
て後の源俊と相たゆりたる、ゆりたる、水戸の源嫡子たる  
相重の君の長男相せり、ゆりたる、世にゆりたる、色相ふ  
ゆりたる、寛文三年ゆりたる、寛文三年ゆりたる、色相ふ  
寛文十年、宛疾ゆりたる、早せり、ゆりたる、又今の源  
棟中納言と相子ゆりたる、ゆりたる、相入らゆりたる、相重朝  
臣も一度、色相も、世に流男たるゆりたる、色相ふたる、ゆりたる  
相重成を、ゆりたる、色相も、世に流男たるゆりたる、色相ふたる、ゆりたる  
確乎、ゆりたる、色相も、世に流男たるゆりたる、色相ふたる、ゆりたる  
ゆりたる、ゆりたる、相ふ作入、ゆりたる、相ふゆりたる、ゆりたる  
相ふゆりたる、徳川末女、ゆりたる、ゆりたる、其年、十二月元辰



致考、城入りしも、別所も、尾別、紀別、と、おぼしむるに、  
東照宮以来の御定めなれ、今中將、及家督の海も、  
此様、一定の御定なり、左、  
此、付、尾、紀、と、中、納、言、大、納、言、小、納、言、は、侍、も、あ、り、  
先、由、々、邊、の、御、由、も、あ、り、  
小、納、言、の、御、由、も、あ、り、  
中、將、海、も、あ、り、  
此、位、を、り、  
と、て、  
紋、の、扱、柄、も、あ、り、

向、い、ま、も、れ、  
君、の、御、由、も、あ、り、  
山、徳、道、も、あ、り、  
徳、道、も、あ、り、  
此、は、河、も、あ、り、  
の、後、の、家、督、も、あ、り、  
と、て、  
遠、不、あ、り、  
谷、意、も、あ、り、  
亦、尉、も、あ、り、  
彫、刻、も、あ、り、









文政十一戊子冬於目丸山中寫久

中村直衛

